



# 山形県公報

平成24年6月22日(金)  
第2353号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……759
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……760
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……761
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……762
- 昭和59年7月県告示第887号(急傾斜地崩壊危険区域)の一部改正……………(同) ……763
- 平成3年3月県告示第364号(急傾斜地崩壊危険区域)の一部改正……………(同) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……764

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………765

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……766
- 同……………(同) ……768
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……769
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……772
- 同……………(同) ……773
- 同……………(河北病院) ……775
- 同……………(同) ……777

## 告 示

### 山形県告示第625号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 齋藤内科クリニック         | 南陽市宮内4652番地の1       | 平成23.10.27 |

|                 |                  |            |
|-----------------|------------------|------------|
| いちばん町薬局         | 酒田市一番町9番10号      | 平成24. 4. 2 |
| 大塚町歯科クリニック      | 鶴岡市大塚町27番28号     | 同 5. 1     |
| 調剤薬局ツルハドラッグ酒田南店 | 酒田市こがね町二丁目27番地の3 | 同          |
| ハート調剤薬局         | 鶴岡市美咲町23番1号      | 同 5. 7     |

**山形県告示第626号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日        |
|-----------|---------------|--------------|
| 齋藤内科クリニック | 南陽市宮内4652番地の1 | 平成23. 10. 26 |
| かがみ薬局     | 酒田市一番町9番10号   | 平成24. 3. 31  |
| ハート調剤薬局   | 鶴岡市美咲町24番6号   | 同 5. 2       |

**山形県告示第627号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
富樫クリニック  
酒田市本町三丁目10番5号
- 届出の内容

| 指定医療機関の名称   |         | 変更年月日      |
|-------------|---------|------------|
| 変更前         | 変更後     |            |
| 医療法人 富樫内科医院 | 富樫クリニック | 平成24. 4. 1 |

**山形県告示第628号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笹川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                |
|----------|-----------|--------------------|
| 理 事      | 村 上 誠     | 鶴岡市羽黒町野荒町字北田11番地 1 |
| 同        | 原 田 藤 四 郎 | 同 藤島関根字西田37番地      |
| 同        | 五 十 嵐 均   | 同 羽黒町川行字川原15番地     |
| 同        | 齋 藤 源 一   | 同 大口字宮ノ下32番地 1     |
| 同        | 高 橋 和 夫   | 同 東掘越字桔梗出 8 番地     |
| 同        | 佐 藤 吉 紀   | 同 川尻字蔵ノ下24番地       |
| 同        | 丸 山 計 治   | 同 羽黒町荒川字花沢172番地    |
| 監 事      | 成 澤 仁     | 同 大川渡字中谷地13番地      |
| 同        | 岡 部 市 太 郎 | 同 羽黒町染興屋字川原15番地    |
| 同        | 本 間 薫     | 同 川代字中川代156番地      |

## 山形県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笹川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                |
|----------|---------|--------------------|
| 理 事      | 村 上 誠   | 鶴岡市羽黒町野荒町字北田11番地 1 |
| 同        | 佐 藤 吉 紀 | 同 川尻字蔵ノ下24番地       |
| 同        | 丸 山 計 治 | 同 羽黒町荒川字花沢172番地    |
| 同        | 齋 藤 源 一 | 同 大口字宮ノ下32番地 1     |
| 同        | 高 橋 和 夫 | 同 東掘越字桔梗出 8 番地     |
| 同        | 五 十 嵐 均 | 同 羽黒町川行字川原15番地     |
| 同        | 澁 谷 淳 一 | 同 楪字砂田10番地         |
| 監 事      | 成 澤 仁   | 同 大川渡字中谷地13番地      |
| 同        | 本 間 薫   | 同 羽黒町川代字中川代156番地   |

|   |      |   |            |
|---|------|---|------------|
| 同 | 岡部一明 | 同 | 荒川字荒泉橋29番地 |
|---|------|---|------------|

## 山形県告示第630号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成24年6月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 区域の名称 下清水  
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村 | 大字  | 字   | 地番    | 標柱番号                |
|-----|----|-----|-----|-------|---------------------|
| 鶴岡市 |    | 下清水 | 内田元 | 334   | 1号                  |
|     |    |     |     | 330   | 2号から6号まで及び9号から12号まで |
|     |    |     |     | 360   | 7号及び8号              |
|     |    |     | 山田  | 102   | 13号                 |
|     |    |     | 内田元 | 363-1 | 14号                 |
|     |    |     |     | 359   | 15号及び16号            |
|     |    |     |     | 367-1 | 17号                 |
|     |    |     |     | 332   | 18号                 |

- 2 (1) 区域の名称 竹浦  
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村 | 大字 | 字   | 地番   | 標柱番号     |
|-----|----|----|-----|------|----------|
| 鶴岡市 |    | 西目 | 竹浦  | 65   | 1号       |
|     |    |    | 荒倉口 | 8    | 2号       |
|     |    |    |     | 9-1  | 3号から8号まで |
|     |    |    | 竹浦  | 39-1 | 9号       |
|     |    |    |     | 42-1 | 10号      |

|  |  |  |  |    |          |
|--|--|--|--|----|----------|
|  |  |  |  | 45 | 11号及び12号 |
|  |  |  |  | 64 | 13号      |

**山形県告示第631号**

昭和59年7月県告示第887号（急傾斜地崩壊危険区域）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から21号までを順次結んだ線及び標柱1号と21号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字 | 字     | 地 番     | 標 柱 番 号   |
|-------|-----|-----|-------|---------|-----------|
| 山 形 市 |     | 山 寺 | 川 原 町 | 4330-3  | 1号        |
|       |     |     |       | 4329-1  | 2号        |
|       |     |     |       | 4456-1  | 3号から10号まで |
|       |     |     |       | 4412-5  | 11号       |
|       |     |     |       | 4412-13 | 12号       |
|       |     |     |       | 4404    | 13号       |
|       |     |     |       | 4392-1  | 14号       |
|       |     |     |       | 4359    | 15号       |
|       |     |     |       | 4355-4  | 16号       |
|       |     |     |       | 4341-3  | 17号       |
|       |     |     |       | 4341-2  | 18号及び19号  |
|       |     |     |       | 4337-1  | 20号       |
|       |     |     |       | 4336-5  | 21号       |

**山形県告示第632号**

平成3年3月県告示第364号（急傾斜地崩壊危険区域）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第6項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村 | 大字  | 字   | 地番    | 標柱番号   |
|-----|----|-----|-----|-------|--------|
| 鶴岡市 |    | 小波渡 | 明ノ下 | 147地先 | 1号     |
|     |    |     | 甘木台 | 370-4 | 2号     |
|     |    |     |     | 205   | 3号     |
|     |    |     |     | 176   | 4号及び5号 |
|     |    |     |     | 104-1 | 6号     |
|     |    |     | 明ノ下 | 198-1 | 7号     |
|     |    |     |     | 187   | 8号     |
|     |    |     |     | 170   | 9号     |
|     |    |     |     | 159   | 10号    |

山形県告示第633号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成24年6月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿二丁目1番2号
- 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変更前                  | 変更後 | 変更年月日       |
|----------------------|-----|-------------|
| 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 | 同左  | 平成24. 6. 15 |
| 福島県郡山市中町11番5号        | 同左  |             |
| 東京都新宿区新宿二丁目1番2号      | 同左  |             |
| 東京都豊島区西池袋五丁目1番6号     |     |             |
| 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号 | 同左  |             |

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号 | 同左               |
| 島根県松江市中原町6番地        | 同左               |
| 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13  | 同左               |
| 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号  | 同左               |
| 長崎県長崎市万才町6番33号      | 同左               |
| 宮崎県宮崎市川原町5番10号      | 同左               |
| 鹿児島県鹿児島市中央町9番10号    | 同左               |
| 沖縄県浦添市字城間3019番地     | 同左               |
|                     | 広島県広島市中区八丁堀15番6号 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第23号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成24年6月22日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

「 〃 鶴岡市朝日青少年センター大研修室  
 〃 大網防雪センター研修室 」を「 〃 大網防雪センター研修室」に改める。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日  
平成24年6月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称  
特定非営利活動法人おいたまサロン
  - 代表者の氏名  
竹田 仁
  - 主たる事務所の所在地  
米沢市門東町三丁目3番7号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、置賜地方3市5町の全ての人を対象に、助け合いの精神に基づき、健康で安心して暮らすことのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成24年10月22日まで縦覧に供する。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南陽ショッピングプラザ  
南陽市郡山字塚田578番外

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ   | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵   |

(変更後)

| 名 称             | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ   | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 松 谷 幸 一 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                 | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------------|--------------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 山 澤 進   |
| 野 口 俊 明             | 南陽市宮内2743番地の4      |         |
| 株式会社プラザクリエイト        | 東京都千代田区五番町1番地      | 大 島 康 広 |
| 株 式 会 社 パ テ ィ ズ     | 福島県会津若松市宮町5番14号    | 齋 藤 啓 一 |
| 株 式 会 社 タ ツ ミ ヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 指 田 努   |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ       | 山形市あこや町二丁目1番30号    | 阿 部 恵   |



|            |                      |         |
|------------|----------------------|---------|
| 株式会社デンコードー | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号 | 井 上 元 延 |
| 株式会社大創産業   | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢 野 博 丈 |
| 未 定        |                      |         |
| 有限会社山形式萬圓堂 | 山形市あかねヶ丘一丁目16番10号    | 福 王 進   |
| 株式会社三和     | 南陽市二色根116番地の5        | 鈴 木 幸 夫 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|--------------|----------------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社ヤマザワ薬品   | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 山 澤 進   |
| 野 口 俊 明      | 南陽市宮内2743番地の4        |         |
| 株式会社プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地        | 大 島 康 広 |
| 株式会社パティズ     | 福島県会津若松市宮町5番14号      | 齋 藤 啓 一 |
| 株式会社タツミヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号   | 指 田 努   |
| 株式会社ジョイ      | 山形市あこや町二丁目1番30号      | 松 谷 幸 一 |
| 株式会社デンコードー   | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号 | 井 上 元 延 |
| 株式会社大創産業     | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢 野 博 丈 |
| 未 定          |                      |         |
| 有限会社山形式萬圓堂   | 山形市あかねヶ丘一丁目16番10号    | 福 王 進   |
| 株式会社三和       | 南陽市二色根116番地の5        | 鈴 木 幸 夫 |

## 3 変更年月日

平成24年4月19日

## 4 届出年月日

平成24年6月7日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成24年10月22日まで縦覧に供する。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
南陽ショッピングプラザ  
南陽市郡山字塚田578番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 松谷幸一

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者           | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考              |
|-------------------------|---------|---------|------------------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ         | 午前9時    | 午後10時   |                  |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品     |         |         |                  |
| 野 口 俊 明                 |         |         |                  |
| 株 式 会 社 プ ラ ザ ク リ エ イ ト |         |         |                  |
| 株 式 会 社 パ テ ィ ズ         |         |         |                  |
| 株 式 会 社 タ ツ ミ ヤ         |         |         |                  |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ           | 午前9時30分 | 午後8時    |                  |
| 株 式 会 社 デ ン コ ー ド ー     |         |         |                  |
| 株 式 会 社 大 創 産 業         | 午前10時   | 午後9時    |                  |
| 未 定                     | 午前10時   | 午後9時    | 年間2日は閉店時刻翌日の午前0時 |
| 有 限 会 社 山 形 式 萬 圓 堂     | 午前10時   | 午後8時    |                  |
| 株 式 会 社 三 和             | 午前10時   | 午後10時   |                  |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者           | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考              |
|-------------------------|---------|---------|------------------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ         | 午前9時    | 午後10時   |                  |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品     |         |         |                  |
| 野 口 俊 明                 |         |         |                  |
| 株 式 会 社 プ ラ ザ ク リ エ イ ト |         |         |                  |
| 株 式 会 社 パ テ ィ ズ         |         |         |                  |
| 株 式 会 社 タ ツ ミ ヤ         |         |         |                  |
| 株 式 会 社 ジ ョ イ           | 午前9時    | 午後8時    | 年間180日は開店時刻午前7時  |
| 株 式 会 社 デ ン コ ー ド ー     | 午前9時30分 | 午後8時    |                  |
| 株 式 会 社 大 創 産 業         | 午前10時   | 午後9時    |                  |
| 未 定                     | 午前10時   | 午後9時    | 年間2日は閉店時刻翌日の午前0時 |
| 有 限 会 社 山 形 式 萬 圓 堂     | 午前10時   | 午後8時    |                  |
| 株 式 会 社 三 和             | 午前10時   | 午後10時   |                  |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後10時30分まで。ただし、年間2日は午前8時45分から翌日の午前0時30分まで

(変更後) 午前8時45分から午後10時30分まで。ただし、年間180日は午前6時45分から午後10時30分まで、年間2日は午前6時45分から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成24年6月8日

5 届出年月日

平成24年6月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地               | 規格   |                | 公募戸数 | 区分  | 賃家賃             |                            |                            |                            |                            | 金敷          | 摘要 |                            |
|------------|-------------------|------|----------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|----|----------------------------|
|            |                   | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 |             |    | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営小国アパルト1号 | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9 | 3DK  | 58.0<br>平方メートル | 2    | 一般用 | 12,800<br>円     | 14,800<br>円                | 16,900<br>円                | 19,100<br>円                | 21,800<br>円                | 25,200<br>円 |    | 単身可                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年7月2日～同月6日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年7月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成24年8月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成24年8月1日（水） 午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量  
電子計算機の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち、3か月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち、3か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去5年以内に国、他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の物品等及び特定役務と同様又は同等の物品等及び特定役務を納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該賃貸物品等に対し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (7) 提供される役務が、9の(1)により提出された応札物品仕様書等により基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課  
電話番号023(626)0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに2の(1)の物品等の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成24年7月5日（木）午後4時まで山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。

また、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者でこの入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書並びに応札物品仕様書及び証明書等を平成24年6月28日（木）午後4時まで同課に提出すること。

(2) 応札物品仕様書及び証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書又は証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the computers: 1 set

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. August 1, 2012

(3) Contact point for the notice: Information Managment Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577 Japan, TEL 023-626-0110

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ファイルサーバの賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成24年8月1日（水） 午後2時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量 ファイルサーバの賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(4) 納入期限 入札説明書による。

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3か月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去5年以内に国、他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の物品等及び特定役務と同様又は同等の物品等及び特定役務を納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該賃貸物品等に対し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (7) 提供される役務が、9の(1)により提出された応札物品仕様書等により基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課  
電話番号 023(626)0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに2の(1)の物品等の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成24年7月5日（木）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。

また、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者でこの入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書並びに応札物品仕様書及び証明書等を平成24年6月28日（木）午後4時までに同課に提出すること。



- (2) 応札物品仕様書及び証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書又は証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the computers for file server: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:30 P.M. August 1, 2012
- (3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577 Japan, TEL 023-626-0110

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院総合医療情報システム（放射線部門）整備及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月22日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室
- (2) 日時 平成24年7月17日（火）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立河北病院総合医療情報システム（放射線部門）整備及び保守業務一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立河北病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(8)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。

(7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課情報企画係  
電話番号0237(73)3131

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

(1) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者またはくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(3) この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、(1)又は(2)により落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、山形県立河北病院は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は山形県立河北病院の行う調査に協力することとする。

(4) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 一連の調達契約に係る事項

(1) 一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される役務の名称、数量及び入札の公告の予定時期

イ 山形県立河北病院総合医療情報システム（検査部門）整備及び保守業務 一式  
平成24年6月

ロ 山形県立河北病院総合医療情報システム（内視鏡部門）整備及び保守業務（仮称）一式  
平成24年7月

ハ 山形県立河北病院総合医療情報システム関連電子機器調達業務（仮称）一式 平成24年8月

(2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成24年3月23日

10 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び共同企業体にあつては3の(7)に係る事項を証明する書類を、平成24年7月4日（水）正午までに山形県立河北病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and maintenance of the system of Radiation Department that is connected to the Comprehensive Medical Information System of Kahoku Prefectural Hospital 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 17, 2012
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL0237-73-3131

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院総合医療情報システム（検査部門）整備及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月22日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室
- (2) 日時 平成24年7月17日（火）午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立河北病院総合医療情報システム（検査部門）整備及び保守業務一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立河北病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(8)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (6) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課情報企画係  
電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者またはくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、(1)又は(2)により落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、山形県立河北病院は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は山形県立河北病院の行う調査に協力することとする。
- (4) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者としない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 一連の調達契約に係る事項
- (1) 一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される役務の名称、数量及び入札の公告の予定時期
- イ 山形県立河北病院総合医療情報システム（放射線部門）整備及び保守業務 一式  
平成24年6月
- ロ 山形県立河北病院総合医療情報システム（内視鏡部門）整備及び保守業務（仮称）一式  
平成24年7月
- ハ 山形県立河北病院総合医療情報システム関連電子機器調達業務（仮称）一式 平成24年8月
- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成24年3月23日
- 10 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び共同企業体にあつては3の(7)に係る事項を証明する書類を、平成24年7月4日（水）正午までに山形県立河北病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and maintenance of the system of Clinical Laboratory Department that is connected to the Comprehensive Medical Information System of Kahoku Prefectural Hospital 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. July 17, 2012
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL0237-73-3131